



『つつじ映像学習館』(館林市)



『歩いて行ける三県境』(板倉町)

合併の方式が
「編入合併」に
決まりました



第 8 号

平成29年(2017)12月1日発行

館林市・板倉町

合併協議会だより



館林市

板倉町

議案第 8 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 2
議案第 20 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 2 ~ P 3
議案第 21 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 3
議案第 22 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 3 ~ P 4
議案第 23 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 5
議案第 24 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 5

議案第 25 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 5 ~ P 6
議案第 26 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 6
協議第 25 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 6
協議第 26 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 6 ~ P 7
協議第 27 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 7
協議第 28 号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 7 ~ P 8

第8回合併協議会が開催され、8議案の審議、4議案の協議（事前説明）が行われました

平成29年10月17日、館林市文化会館小ホールにおいて、第8回合併協議会が開催されました。

はじめに、継続審議事項となっていた「合併の方式」について審議が行われました。

次に、前回の合併協議会で協議（事前説明）が行われた6議案及び「平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算」について審議が行われました。

最後に、次回以降の審議に向けた

第8回合併協議会で審議及び協議された内容

審議事項	
議案第8号	【合併協定項目 1】合併の方式について（継続審議）
議案第20号	【合併協定項目 22】消防団の取扱いについて
議案第21号	【合併協定項目23-18】農林水産関係事業について
議案第22号	【合併協定項目23-19】商工・観光関係事業について
議案第23号	【合併協定項目23-20】勤労者・消費者関連事業について
議案第24号	【合併協定項目23-21】建設関係事業について
議案第25号	【合併協定項目23-22】下水道事業について
議案第26号	平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について
協議事項	
協議第25号	【合併協定項目23-1】国内・国際交流事業について
協議第26号	【合併協定項目23-4】人権推進事業について
協議第27号	【合併協定項目23-16】ごみ収集運搬業務事業について
協議第28号	【合併協定項目23-17】環境対策事業について

用語の説明

「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。
 「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

4議案の協議（事前説明）が行われました。
 事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

議案第8号

合併の方式について（継続審議）

↓原案のとおり可決となりました

合併の方式を審議するにあたり、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

合併の方式については、これまで行われた意見交換の中で、各委員から新たなまちづくりに向けたそれぞれの立場からの真摯な意見をいただきました。3回目の意見交換となりました。第6回合併協議会では「新設合併」に賛成する委員が4名、「編入合併」に賛成する委員が15名という結果となりましたので、その結果を踏まえ、次のとおり具体的な調整方針をお示しします。



【具体的な調整内容】
 両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。

審議の結果、提案された「編入合併」に賛成する委員が15名、賛成しない委員が3名となり意見が分れましたが、これまで十分な意見交換がなされてきたことから、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進める「館林市・板倉町合併協議会会議運営規程第6条」に基づき、原案のとおり可決となりました。

議案第20号

消防団の取扱いについて

↓原案のとおり可決となりました

◆消防団の取扱い

館林消防団及び板倉消防団については、団員の処遇や活動内容は統一されており変更の必要はありませんが、組織体制及び名称については地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合

議案第22号

商工・観光関係事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆新規団地開発の推進

両市町では、財源確保と雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的に新規団地開発を推進しています。館林市では、全ての団地が分譲済みであるため、既存の工業・産業団地の拡張を検討しており、板倉町では、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲を進めています。

新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請します。

◆板倉ニュータウンの整備

板倉町は、人口減少の歯止めやまちの賑わい創出、地域経済の活性化を図るため、板倉ニュータウンの早期完成を目指しています。板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続します。

議案第21号

農林水産関係事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆農業振興地域整備計画

両市町では、優良な農地の保全と農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、農業振興地域整備計画を策定しています。計画に記載する項目は同様ですが、農用地区域からの除外手続きの申請受付時期と回数が異なります。

農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定しますが、農用地区域からの除外手続きについては、合併時までに調整します。

◆農業経営基盤の強化に関する基本的な構想

両市町では、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しています。農業経営の目標とする年間労働時間や年間農業所得は同様ですが、主要な営農類型が異なります。

併時までに統合します。
 なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで合併後速やかに再編します。

委員からの意見（要旨）

消防団員は、郷土を愛するといふ気持ちとボランティアの精神で入団してくれています。合併すれば、消防団の名称や役員、組織などの再編が必要になります。ですが、団員の士気を低下させることなく、引き続き業務を行うためにも、「館林消防団」「板倉消防団」という慣れ親しんだ名称については残していただきたいと思います。また、役員や組織についても、団長や団員などごじゅつぶんに協議しながら進めていただきたいと思います。



◆板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進

板倉町は、優良な産業施設などの立地及び雇用機会の拡大を図るため、板倉ニュータウンの産業用地及び商業用地に進出する指定事業者に対し、各種の奨励金を交付しています。

板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続します。

Q 委員からの質問（要旨）

板倉ニュータウンは、合併後のまちを発展させるために非常に重要な位置づけとなると考えています。少子高齢化が進み、時代の変化のスピードも速い中で板倉ニュータウンという目玉となる事業をどのような方向で進めていくのかについて、現状ではどのような協議が行われているのでしょうか。

A 専門部会及び事務局からの回答（要旨）

板倉ニュータウンの具体的な

構想の協議までには至っていませんが、委員ご指摘のとおり、新市においてたいへん重要な位置づけになると考えています。

新市の希望となるように最善の方法を検討しながら、より活発な取り組みを進めます。

委員からの意見（要旨）

館林市民の中には、板倉ニュータウンをマイナスにとらえているかたもいるようですので、正しく理解してもらえるように住民説明会などでじゅうぶんな説明をお願いします。

委員からの意見（要旨）

合併すること東洋大学の「板倉キャンパス」や20年以上使われている「板倉ニュータウン」という名称が「館林」に変更されれば、全国的な知名度が上がり、人を呼び込むことが

きると思いますので、名称の検討をお願いします。

◆中小企業融資制度に関すること

両市町では、中小企業資金融資及び中小企業融資利子補給金制度を設けています。

中小企業資金融資については、館林市では小口資金、経営振興資金、経営安定資金、小企業者緊急経営資金の4種類があり、板倉町では小口資金と中小企業設備近代化資金の2種類があります。それぞれ対象者や融資利率などが異なるため、館林市の例により合併時に統合しますが、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止します。

また、中小企業融資利子補給金については、館林市では経営振興資金利子補給金、商工業後継者育成利子補給金、創業融資利子補給金の3種類があり、板倉町では中小企業設備近代化資金利子補給金があります。それぞれ対象者や補給額などが異なるため、館林市の例により合併時に統合します。



Q 委員からの質問（要旨）

合併時に廃止する「小企業者緊急経営資金」については、景気の動向に左右されると思いますが、直近3年間の実績はどの程度あるのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

平成26～28年度までに利用された実績はありませんでした。



◆観光行事

両市町では、年間を通じてさまざまな観光行事が開催されています。観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編します。

Q 委員からの質問（要旨）

耐震改修促進計画に関して、現在の主要建築物の耐震化ほどの程度進んでいるのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

館林市の住宅に対する耐震化率は82・1%、それ以外の多数のかたが利用する建築物の耐震化率は88・2%です。
板倉町の住宅に対する耐震化率は74・8%、それ以外の多数のかたが利用する建築物の耐震化率は93・9%です。

議案第25号

下水道事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆下水道全体計画・事業計画

両市町では、公共用水域の環境基準を達成維持するため、下水道全体計画を策定しています。また、下水道全体計画に定められた施設のうち、



◆消費生活相談

両市町では、消費生活相談を実施しています。目的は同様ですが、相談時間や相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。



議案第24号

建設関係事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆都市計画

両市町では、概ね20年後を目標とした将来のあるべき姿やまちづくりの方針を定める、都市計画マスタープラン及び館林都市圏（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）での連携強化や機能分担を行い効率的な都市運営を図るため、広域的な立地適正化の方針を策定しています。都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに全体的に見直し再編します。また、広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとします。

◆開発許可等に関すること

館林市では、新たに開発される市街地の環境の保全や災害の防止、利便の増進を図るため、開発許可等の事務を実施していますが、板倉町では群馬県から権限移譲されていないため、事務を行っていません。開発許可等に関することについては、館林市の例により合併時に統合します。

◆景観計画

板倉町は、平成20年8月に景観法で定める景観行政団体となり、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りを持つる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的に景観計画を策定しています。

景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編します。

◆耐震改修促進計画

両市町では、地震災害から住民の生命や財産を守るため、耐震改修促進計画を策定しています。耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し再編します。

議案第23号

勤労者・消費者関連事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆雇用奨励金

館林市は、安定的な就職が困難な求職者などの自立を助長するとともに、常時雇用を推進するため、事業者などに対して各種の雇用奨励金を支給しています。

雇用奨励金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆勤労者資金融資制度

両市町では、勤労者の住宅建設の促進を図るため、勤労者住宅資金制度を設けています。また、館林市は、勤労者の生活資金を融資する勤労者生活資金制度を設けています。

勤労者住宅資金については、融資限度額や融資利率などの融資条件が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。また、勤労者生活資金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

5～7年間で実施する予定の施設の配置などを定める、下水道事業計画を策定しています。

下水道全体計画・事業計画については、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

Q 委員からの質問（要旨）

下水道事業には高額な事業費を要します。これからの人口や税収の減少といった社会状況を踏まえ、公共下水道の整備は難しい点があると考えます。国では合併浄化槽の整備を推進しているようですが、その点について協議は行われたのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

下水道事業としては協議していませんが、委員ご指摘のとおり、国や群馬県からは汚水処理率の向上を図るために下水道事業ではなく、合併浄化槽の整備

を推進するよう指導があります。なお、板倉町の公共下水道の整備は板倉ニュータウンのみであるため、それ以外は合併浄化槽の整備を推進しています。

議案第26号

平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について

↓原案のとおり可決となりました

平成28年度合併協議会歳入歳出決算			
歳出合計	10,760,708	歳入合計	11,898,097
内 訳		内 訳	
運営費		負担金	10,798,000
会議費	485,691		(館林市 5,748,000)
事務費	339,017		(板倉町 5,050,000)
事業費		諸収入	97
事業推進費	9,936,000	県補助金	1,100,000
予備費		差引額	1,137,389 (翌年度へ繰越)
予備費	0		

(単位：円)

協議第25号

国内・国際交流事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の国内交流事業と国際交流事業について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆国内交流事業

両市町では、自治体交流を推進することにより、住民の相互理解の促進を図ることを目的に国内交流事業を実施しています。

館林市では、沖縄県名護市との友好都市や山形県天童市との観光物産等相互交流協定、山形県上市市とのスポーツ交流協定を締結しており、板倉町では、新潟県上越市との姉妹都市を締結しています。

【具体的な調整内容】

国内交流事業については、現行のとおり新市において継続します。

◆国際交流事業

館林市は、姉妹・友好都市との交流を通じて教育・文化・芸術などの

基づいた館林市人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、講演会やセミナーを開催するとともに、人権擁護委員と連携して人権尊重の理念を広く市民に啓発してまいります。

板倉町は、人権擁護委員と連携して人権についての啓発活動を実施し、人権尊重の理念を広く町民に啓発する事業を実施しています。

【具体的な調整内容】

人権教育・啓発に関する基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

ただし、人権尊重都市宣言については、合併協定項目19「慣行の取扱」において調整します。

◆人権教育の推進

両市町では、基本的な人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的な文化を構築するための教育活動を学校教育及び社会教育の面から積極的に推進するため、人権教育の進めにかける計画を策定しています。

【具体的な調整内容】

人権教育の推進については、合併

協議第27号

ごみ収集運搬業務事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町のごみ収集運搬に関することや一般廃棄物処理計画など3項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆ごみ収集運搬に関すること

両市町では、ごみステーションを巡回し、家庭から排出された燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物を収集運搬する業務を行っています。目的は同様ですが、収集休業日や収集時間が異なります。

【具体的な調整内容】

ごみ収集運搬に関することについては、収集休業日や収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。



協議第26号

人権推進事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の人権啓発事業と人権教育の推進について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆人権啓発事業

館林市は、すべての人びとの人権を保障し、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識した人間性豊かな館林市を築くため、人権尊重都市宣言をしています。

【具体的な調整内容】

また、人権尊重都市宣言の理念に

は、合併時までに調整します。

協議第28号

環境対策事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の環境基本計画や環境美化事業など4項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆環境基本計画

館林市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しています。

【具体的な調整内容】

環境基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

◆環境美化事業

両市町では、住民や事業者などが協力して河川などの水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、清潔

で美しいまちづくりを推進するため、環境美化事業を実施しています。

【具体的な調整内容】

環境美化事業については、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編します。

◆斎場

館林市は、火葬炉や待合室、式場などの設備を設け、斎場を運営しています。

【具体的な調整内容】

斎場については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関すること

板倉町は、渡良瀬遊水地に関連する次の3つの協議会などに加盟しています。

① 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会
湿地の保全と湿地の賢明な利用を図るため、関係機関及び周辺の住民などが協議を行う組織

② 渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会
トキやコウノトリなどを指標とし

た多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、広域連携による魅力的な地域づくりを推進する組織

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動を促進する会議

【具体的な調整内容】

渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、板倉町の例により合併時に統合します。

《合併協議会を傍聴できます》

第10回館林市・板倉町合併協議会

日時 1月24日(水) 午後2時から

会場 板倉町中央公民館大ホール

※会議資料は、事前に合併協議会ホームページに掲載します。資料が必要な場合は、印刷のうえご持参ください。



表紙の写真

『つつじ映像学習館』(館林市)

4Dシアターは、3D映像に合わせて風や振動、ミストなどを感じながらご覧いただく、体験型のシアターとなっています。また現在、「勾当内侍遺愛のつつじ移植390年 江戸時代から守り伝えられたつつじ」の企画展示を開催しています(平成30年2月28日まで)。

定休日：月曜日(休日の場合は翌日)、年末年始
営業時間：午前9時～午後5時
入館料：大人490円、小中学生240円
場所：つつじが岡公園内
電話：74-5355

『歩いて行ける三県境』(板倉町)

「三県境」とは、3つの県で構成される1か所の県境のことで全国に40か所以上ありますが、そのほとんどが山の山頂や尾根、河川上にあり、気軽に歩いて行ける場所はありません。しかし、板倉町、栃木県栃木市、埼玉県加須市の三県境は、全国で唯一歩いて行ける平地に存在しています。

場所：道の駅「きたかわべ」から南東に歩いて5分程度
問合せ：板倉町産業振興課商工観光係
電話：70-4040



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

